**令和6年度 歳末たすけあい募金助成要綱**

**１．目　的**

　竹田市共同募金委員会は、歳末たすけあい運動において、共同募金運動の一環として地域住民や、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと新たな年を迎える時期に福祉活動に必要な資金の確保が困難な団体等に対し、ご寄附戴いた募金を助成することにより、地域福祉の推進に資することを目的として、赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）配分の地域助成事業を公募します。

**２．助成対象**

竹田市内に所在する福祉活動を行う団体、ボランティアグループ等で次のことに留意し福祉活動に必要な資金の確保が困難な活動（事業）を対象とします。

（1）令和6年１２月1日から令和6年度内に実施・完了できる活動（事業）である

こと。

（2）活動（事業）の内容や福祉団体の財務の状況等を公開し、適正な運営及び経理が

行われていること。

（総会資料又は決算資料の添付が必要です。添付できない場合は理由書の添付をお願いします）

（3）個人配分対象者は、

① 竹田市内に住所を有する90歳以上の独居世帯もしくは90歳以上の世帯とする。但し、施設入所者を除く。対象者は令和７年4月1日までに90歳を迎える方とする。

1. 令和2年3月25日から令和4年9月30日までに総合支援資金の特例貸付の申請を行った世帯のうち、令和5年1月以降返済について猶予申請が認められた世帯、並びに令和6年度生活困窮者自立支援事業に相談申込（同意）があった世帯。
2. 市内に所在する小中学校、高等学校および支援学校。
3. 市内に所在する幼稚園、保育園のうち就学前児童を対象。

（4）このほか助成が必要と認められる施設・団体・個人等があるときは、竹田市共同募金委員会審査委員会で決定する。

**３．対象外事業及び対象外経費**

（１）政治、宗教、組合のために行う事業及び営利目的に行う事業

（２）福祉を目的としない事業

（３）経常的経費（人件費、役職・構成員旅費、会議時の食料費）

**4．配分対象者の把握**

　（１）団体助成は、公募とする。

（２）個人配分は、

①竹田市社会福祉課に対象者の名簿提出を依頼し、竹田市民生員児童委員協議会に調査及び対象者へ配布を依頼する。

②竹田市社会福祉協議会に名簿提出を依頼する。

③竹田市教育委員会及び高等学校、支援学校に対象者を依頼する。

④竹田市社会福祉課及び竹田市教育委員会、認可外施設に対象者を依頼する。

**5．助成金額**

　（１）団体助成は、1団体につき1事業とします。なお、助成金額については、別紙「令和6年度歳末たすけあい募金配分基準」に沿って竹田市共同募金委員会審査委員会で決定します。但し、委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。また、助成額は募金実績に応じての配分となるため、申請額とおりの助成が出来ないことがあります。

　（２）個人配分は、竹田市共同募金委員会審査委員会で決定します。

**6．申請方法**

助成を受けようとする団体は、助成申請書に関係書類を添え、**10月1日（火）から10月31日（木）**までの間に、提出してください。申請書類は、竹田市社会福祉協議会に備えています。

**７．助成事業の変更**

助成決定後、やむを得ない事情により、大幅に事業内容等に変更の必要が生じた場合は、事業着手前に定める変更申請書を提出し、審査委員長の承認を受けなければなりません。また、事業内容の変更があった場合は、当初決定した助成金額の範囲内での実施をお願いします。なお、事業変更前の助成決定額が、事業変更後の助成上限額を上回った場合は、差額については返還をお願いします。

**８．助成金の交付及び実績報告**

現金を支給します。このとき事業費請求書、領収書の提出をお願いします。

また、活動（事業）終了後は完了報告書、領収書の写し、ありがとうメッセージの提出をお願いします。

**９．赤い羽根共同募金のＰＲ**

この活動（事業）では、赤い羽根共同募金による助成がわかる宣伝を住民にお願いします。

**１０．助成金の返還**

次のいずれかに該当した場合、助成金の一部又は全額の返還をお願いします。

（１）申請書、完了報告書、添付資料に虚偽の記載があった場合

（２）助成決定を受けた年度内に事業を実施しなかった場合

（３）助成金の使途が事業計画と異なる場合

（４）助成事業の成果物の使途が恒常的に目的外と認められる場合

（５）助成事業の成果物の管理に著しい落ち度があった場合

（６）当該事業に係る経費が配分金を下回った場合

**（附則）**

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　元年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　２年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　３年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　４年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　5年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和　6年１０月１日から施行する。